

GET ビジネス学習館
2013 行政書士講座

第3回 民法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

第6章 代理

1 代理制度の意義

2. 代理の三面関係

代理人により代理行為が有効になされたならば、その行為は本人が行ったことになる。

例えば、B が A を代理して C に契約を申し込んだ場合、この申込は A がしたことになる。

この関係を B の行為が A に効果帰属したという。

2 代理権—代理関係

1. 代理権—法定代理と任意代理

(3) 代理人の権限

法定代理人の権限・・・法律に規定されている

任意代理人の権限・・・原則

・・・・・・・・代理権授与行為の内容による
権限の定めのない場合・・・・・・・・管理行為のみできる

(処分行為はできない)

けんちゃんの用語チェック

管理行為とは① 財産を現状のまま保存する事

② 物の権利や性質を変えない限度で財産を利用する事 (例：預金して利息を稼ぐ)

③ 物の権利や性質を変えない限度で財産を改良する事 (例：別荘にガスをひく)

処分行為とは、財産について、単なる管理の域を超えて権利を売却したり、その目的物の現状や性質を変更する行為。

2. 代理権の制限

(2) 自己契約・双方代理の禁止

② 取扱い

原則：禁止 (違反すると無権代理となる)

例外：① 債務の履行はできる

② 本人があらかじめ許諾した場合はできる

※ 代理権の発生

法定代理・・・本人の意思とは無関係に、法律の規定により発生する。

任意代理・・・本人の代理権を授与する旨の意思に基づいて発生する。

3. 代理権の消滅

	本人の事情	代理人の事情
任意代理権	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡（注） ・破産手続き開始の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡（注） ・破産手続き開始の決定 ・後見開始の審判
法定代理権	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡（注） 	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡（注） ・破産手続き開始の決定 ・後見開始の審判

（注）本人・代理人が死亡すれば代理権は消滅し、その相続人が本人・代理人の地位を承継する事はない。

3 代理行為

1. 顕名

顕名の原則（99条）・・・代理人の意思表示が代理行為として効果が発生するためには、その意思表示に際して、本人のためにすることを相手方に示さないといけない。

顕名のない場合（100条）原則：その行為は代理人に帰属する

例外：相手方が代理意思を知っていた時又は知りえた時は、本人に帰属する。

（注意）

商法では違いますよ！（商法 504 条）

原則：顕名がなくても、その行為は本人に帰属する

例外：相手方が本人のためにする事を知らなかった時は代理人にも請求できる。

3. 代理行為の瑕疵

原則（101①）：代理行為について瑕疵があるかどうかは、実際にその行為をした代理人に瑕疵があったかどうかで判断する

（例 1：代理人が錯誤に陥っていればその代理行為は原則無効）

（例 2：本人が錯誤に陥っていても代理人が正常なら錯誤無効にならず有効）

例外（101②）：代理人が特定の法律行為をすることを委託された場合で、本人の指図に従ってその行為をした時は、本人は、自分の知ってる事情あるいは過失によって知らなかった事情については、相手方に対して、代理人がその事情につき善意無過失であることを主張することができない。

けんちゃんのまとめ

〈民法上の代理制度〉

意義	代理人のなした法律行為の効果が直接本人に帰属する制度	
要件	代理権	① 代理権を有すること ② 代理権の範囲内であること ※①②を欠いた時は無権代理であり表見代理が成立するか否かが問題となる
	顕名	本人のためにすることを示すこと ※顕名を欠いた場合 原則：代理人のためにしたものとみなされる 例外：相手方が代理人が本人のためにする事を知り又は知ることができた時は、本人に対して効力が生じる。
	代理行為	代理行為に瑕疵（意思の不存在、詐欺、強迫、悪意、過失）がないこと 原則：瑕疵の有無は代理人について決する 例外：特定の法律行為をすることを委託された代理人が、本人の指図に従ってその行為をした時は、本人は、自分の知ってる事情あるいは過失によって知らなかった事情については、相手方に対して、代理人がその事情につき善意無過失であることを主張することができない。

4 復代理

1. 復代理の意義

(1) 復代理の定義

復代理とは、代理人が代理人の責任で選任する本人の代理人
代理人は復代理人を選任しても代理権を失うのではなくて、復代理人と同等の立場で本人を代理する。

2. 復代理人の選任の要件

- 法定代理人→常に復代理人を選任できる
- 任意代理人→原則：復代理人を選任できない
 - 例外：次の時は復代理人を選任できる
 - 本人の許諾を得た時
 - やむを得ない理由がある時

3. 復代理人を選任した場合の代理人の責任

- 任意代理人→原則：(105①) 復代理人の選任・監督についてのみ責任を負う
 - 例外：(105②) 本人の指名に従って復代理人を選任した時には、復代理人が不適任であつたり不誠実であることを知りながら、その旨を本人に通知せず、あるいは解任することを怠った場合のみ責任を負う
- 法定代理人→原則：(106) 復代理人の行為について全責任を負う
 - 例外：(106) やむを得ない事由によって選任した時は、復代理人の選任・監督についてのみ責任を負う

5 無権代理

2. 無権代理の一般原則

(1) 効果

原則：本人には代理の効果が帰属しない

例外：本人の追認権・・・代理行為時に遡って、代理行為は有効なものとして扱われる
本人の追認拒絶権・・・無効なものに確定する

(2) 相手方の権利

- ① 催告権・・・本人に対して、追認するか否かの確答を促し、確答をしなかった時は追認を拒絶したものとみなす
- ② 取消権・・・本人の追認がなされるまでは、契約を取消することができる。但し、無権代理であることを知っていた時は取り消せない

(3) 無権代理人の責任

① 要件

次の4つの条件が揃うと無権代理人は責任を負わされる

- (a) 本人が追認しない
- (b) 相手方が代理権がないことにつき善意・無過失
- (c) 無権代理人が制限行為能力者でないこと
- (d) 相手方が取消権を行使してないこと

② 効果

相手方の選択に従い、履行または損害賠償の責任を負う

(4) 無権代理と相続

① 無権代理人が本人を単独相続した場合

(最判 S40. 6. 18)

事案の概要 (相関関係図)はテキスト見てね)

- ① Aの子Yは、Aに無断で、A所有の土地をXに売り渡した。

↓

- ② その後Aは死亡した。

↓

- ③ YがAを相続した。

争点

この場合、無権代理行為は相続によって有効となるか？

〈判旨〉

本人が自ら法律行為をしたのと同様な法律上の地位を生じたものと解するのが相当であり、はじめから有効な行為(有権代理行為)となる。

(本人がした行為という事になり、無権代理人が追認拒絶することはできない。ということさ)

② 無権代理人が本人を共同相続した場合

(最判 H5. 1. 21)

事案の概要

① Aの子Bは、Aに無断で、A所有の土地をCに売り渡した。

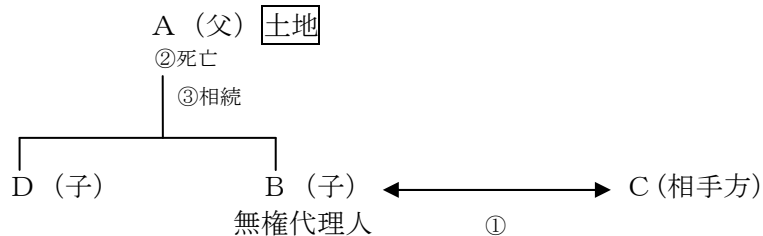
↓

② その後、Aが死亡

↓

③ BとDがAを共同相続した。

相関関係図



争点

この場合、無権代理行為は相続によって有効となるか？

〈判旨〉

- i 共同相続人全員が共同して追認しない限り、無権代理行為は、無権代理人の相続分についてすら有効とならない。
- ii 他の共同相続人全員が追認をしているときは、無権代理人が追認拒絶することは、信義則上許されない。

けんちゃんの応用

- 追認拒絶権の行使は共有物の保存行為なので、共同相続人の1人からでも行使OKなのさ。
(252条但書)
- 追認拒絶された場合は、相手方は無権代理人に対する責任追及をしていくしかない。(117条)

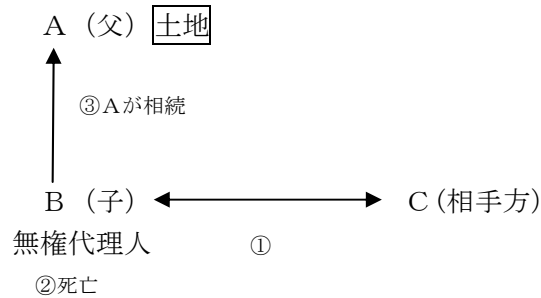
③ 本人が無権代理人を相続した場合

(最判 S37. 4. 20)

事案の概要

- ① Aの子Bは、Aに無断で、A所有の土地をCに売り渡した。
- ↓
- ② その後、Bが死亡
- ↓
- ③ AがBを相続した。

相関関係図



争点

この場合、無権代理行為は相続によって有効となるか？

〈判旨〉

- i 無権代理行為は、当然に有効になるのではなく、本人は追認を拒絶することができる。
(本人が追認を拒絶することは、何ら信義則に反しないから)
- ii しかし本人は、無権代理人を相続した以上、117条による無権代理人の責任も相続され、責任を負う事となる (最判昭 48. 7. 3)。

けんちゃんの応用

上記 i の判旨で、本人は追認を拒絶することができるとしながら、ii の判旨で、117条による無権代理人の責任は相続されるとしている。

↓

これでは、ii の判旨によって、i の判旨の意味が失われてしまうのではないか？

↓

しかし、以下のような理由から、必ずしもそうとは言えない。

- ① 117条責任は、相手方の善意無過失が要件であり、常に成立するとは限らない。
- ② 117条責任は、相続放棄や限定承認により、回避することも可能である。

いやあ、法律って、本当に面白いですね。By 淀川長春